神戸学院大学における知的財産活動の取組

大学知的財産セミナー 2008年11月19日

知的財産特別顧問 兼久 秀典

(kanehisa@j.kobegakuin.ac.jp)

- 1. 私立大学の産学連携等の実施状況
- 2. 神戸学院大学の知財活動の現状と計画
- 3.知的財産活動で注意しておきたいこと
- 4.企業に学ぶ知的財産活動事例

1.私立大学の産学連携等の実施状況



独立行政法人

工業所有権情報·研修館

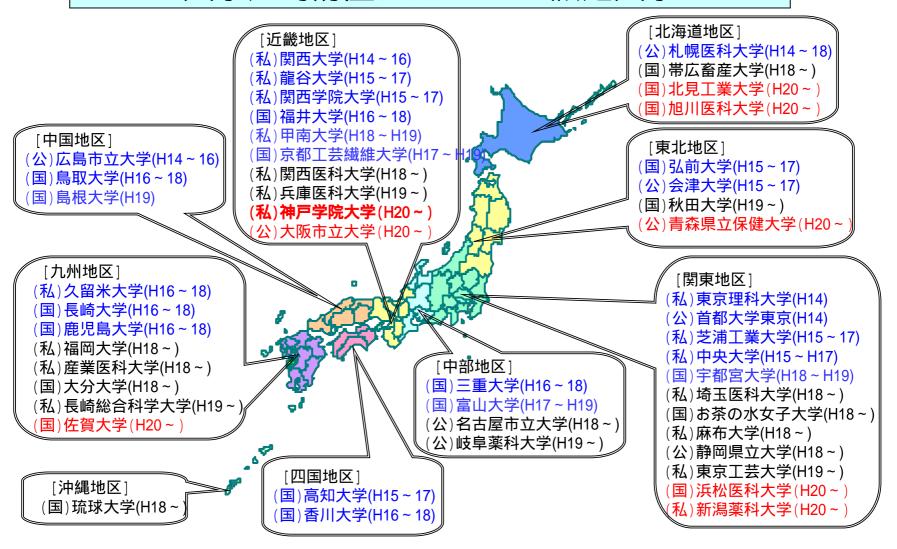
National Center for Industrial Property Information and Training

- 工業所有権総合情報館(特許庁2階の図書館)
- •特許電子図書館(IPDL)
- •特許流通促進事業
- 工業所有権相談事業
- 研修事業
- 人材育成事業

大学知的財産アドバイザー派遣事業

(大学が自立して知的財産部門を運営できるように支援する。)

大学知的財産アドバイザー派遣大学



赤字は、平成20年度から大学知的財産アドバイザーを新規に派遣した大学(8大学) 黒字は、平成18年度から大学知的財産アドバイザーを継続派遣中の大学(16大学) 青字は、平成19年度までに大学知的財産アドバイザー派遣終了の大学(24大学)

「大学知的財産本部整備事業」実施機関

平成15年度~平成19年度

近畿 地区

京都大学

大阪大学

神戸大学

奈良先端科学技術大学院大学

大阪府立大学

立命館大学

中国·四国地区

広島大学

山口大学

徳島大学

特色ある知的財産管理・活用機能 支援プログラム対象機関

岡山大学

九州 地区

九州大学

特色ある知的財産管理・活用機能 支援プログラム対象機関

九州工業大学

【出典: 平成18年度総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会(第32回) 資料4「文部科学省における主な産学 官連携・知的財産施策について」】

北海道·東北 地区

北海道大学

岩手大学

東北大学

合計43件

はスーパー産学官連携本部選定機関

(6機関(H17~))

を示す。 **関東 地区**

筑波大学

群馬大学・埼玉大学

東京大学

東京医科歯科大学

東京農工大学

東京工業大学

東京海洋大学

電気通信大学

横浜国立大学

慶応義塾大学

東海大学ほか2機関

東京理科大学ほか2機関

日本大学

明治大学

早稲田大学

情報・システム研究機構ほか3機関

特色ある知的財産管理・活用機能 支援プログラム対象機関

北陸先端科学技術大学院大学

中部 地区

山梨大学

学大岡籍

名古屋大学

金沢大学 新潟大学ほか4機関 信州大学 岐阜大学

名古屋工業大学

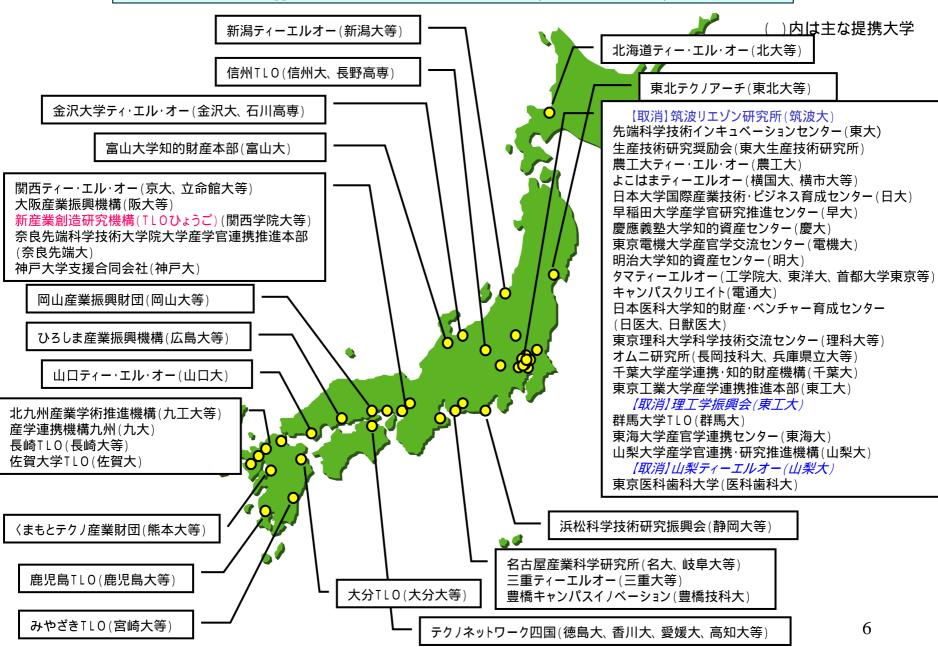
豊橋技術科学大学

特色ある知的財産管理・活用機能 支援プログラム対象機関

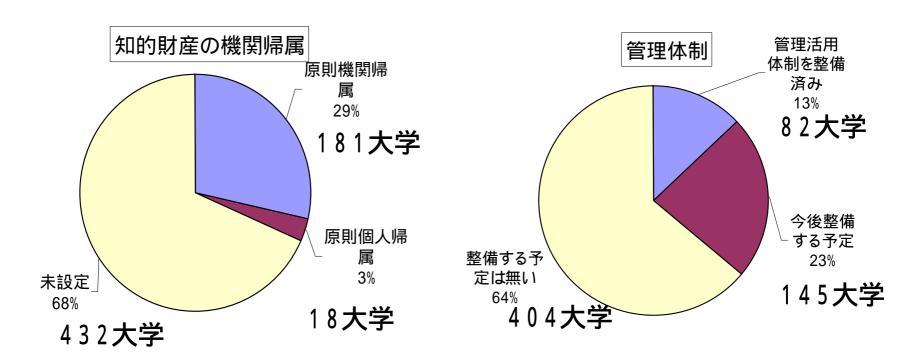
首都大学東京



承認された 4 8 TLO (20年4月現在)



私立大学の 知財の機関帰属と管理体制の整備

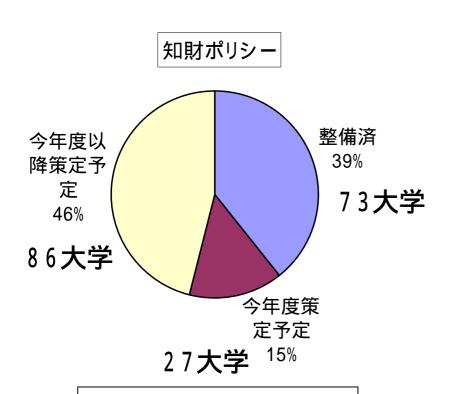


私立大学631大学の現状

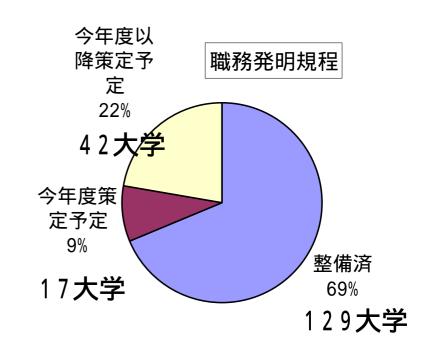
出典:平成19年度大学等における産学連携等実施状況調査(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangakub/08080708.htm

私立大学の 知財ポリシー、発明規程の整備状況

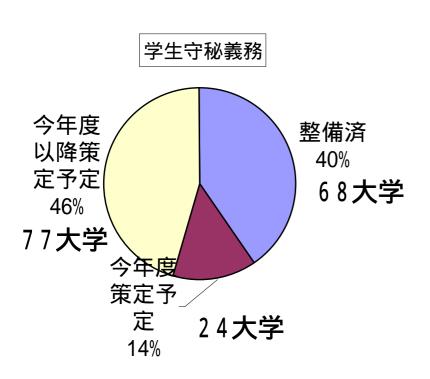


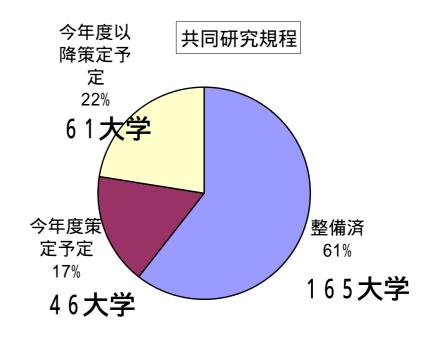
回答:186大学



回答:188大学

私立大学の 学生守秘義務、共同研究規定整備状況





回答:169大学

回答: 272大学

2.神戸学院大学の知財活動の現状と計画

神戸学院大学憲章(抜粋)

わたしたちは、神戸学院大学をさらに発展させるため、ここに憲章を定め、 一人ひとりが自覚と責任をもってこれを実践いたします。

○建学の精神

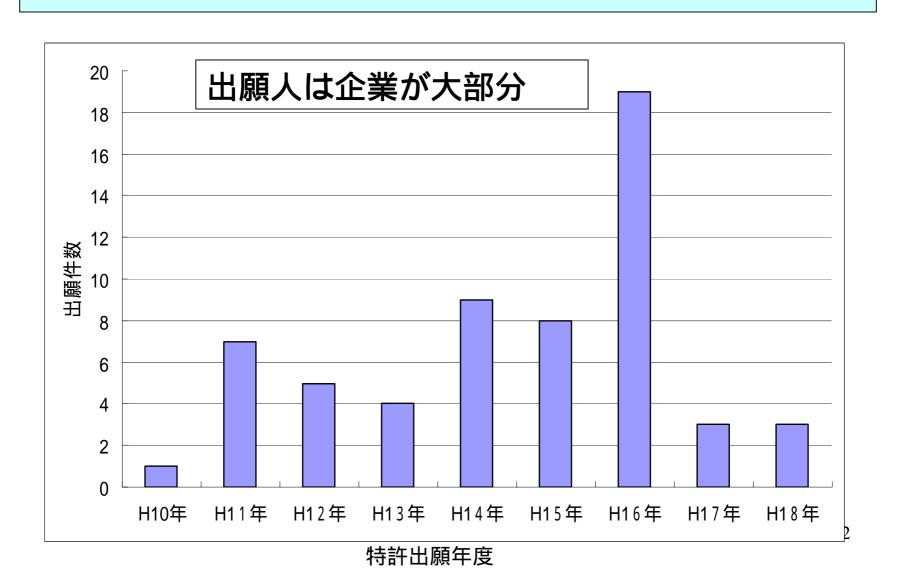
『真理愛好·個性尊重』

学びと知の探究を通じて、普遍的な学問体系の英知に触れる喜びを実感し、 その過程で自己と他者の個性に気づき、互いの存在をこよなく尊重する。

神戸学院大学の目指す姿

- •自己の可能性を引き出すことのできる大学
- ・社会をリードする活力に富んだ人材を育成する大学
- ・知を創造し、発信する大学
- 地域の住民・産業界と共に進化する大学
- ・教育の本質を追究し、人権を尊重する大学

神戸学院大学の研究者の特許出願実績



神戸学院大学の受託研究等の外部資金

件数	H15	H16	H17	H18	H19
奨学寄附金	28	58	40	27	33
受託研究	8	5	10	11	9
合計	36	63	50	39	42

(単位:千円)

金額	H15	H16	H17	H18	H19
奨学寄附金	29,800	71,070	31,267	22,147	15,920
受託研究	11,202	2,900	13,694	18,040	20,618
合計	41,002	73,970	44,961	40,187	36,538

共同研究はH19年度1件(奨学寄附金等で受入実施)

神戸学院大学の知財関連組織、規程

- ・知的財産管理組織(無し)
- ・知的財産ポリシー(未制定)
- 職務発明規程(未制定)
- ・産学連携組織(無し)
- 共同研究規程(2007年改定)
- 受託研究規程(2007年改定)
- •利益相反マネージメント規程(未制定)

神戸学院大学の知財の課題

- 産学連携に関する方針・規程等が無い
- ・知的財産関連規程・組織が無い
- ・共同研究、受託研究が少ない
- ・発明は大学帰属でなく、個人帰属。
- ・企業との共同研究成果は企業が出願 (教官が出願人になっている場合もある)

産学連携·知的財産活動を行うための プラットホームを作成する必要がある

神戸学院大学知的財産体制構築3ヶ年計画

2008年度:知的財産活動の基盤整備

特許出願を実施するための体制、規定を整備

特許を管理するための体制整備

特許を活用して、技術移転できる体制整備

2009年度:知的財産活動の開始と具体化

特許出願・管理の実施と具体化

知的財産全般への活動範囲を拡大

2010年度:知的財産活動の自立化への準備と実施

最終の組織と人員での活動

神戸学院大学の知的財産構築計画(平成20年度)

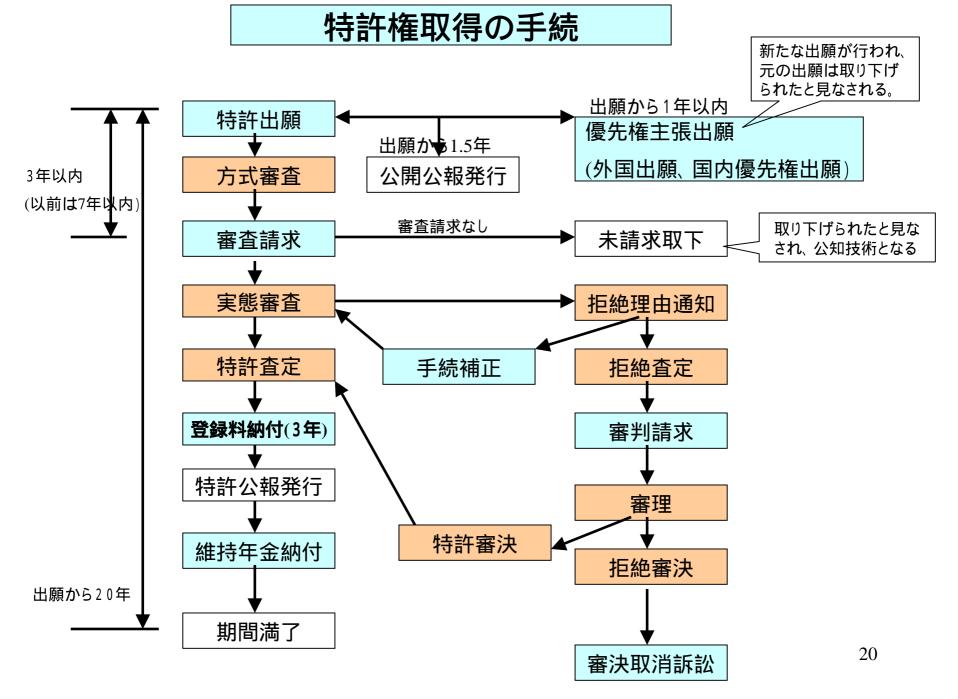
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大学内の知的財産管理部門構築									
. 知的財産管理組織、規定類の整備	検討WGの立上に	ず 検討案の作成				報告案のまとめ	学内審議へ		制定
知財管理組織の検討		T	L	1	L				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
知財審議機関の検討		知財ポリ	シー、発明規程、	管理組織·審議	機関等について検	討し、原案を作品	戊する。		
知財規程の検討			大学の審議機	関に提案し、新年	年度に制定できる	ようにする。			
	<u>.</u>							:	
2 . 啓発·訓練									
教職員・学生の啓発		研究室訪問			学内セミナー実施(11月19日) 			
知財管理担当者の教育訓練	担当者の設定	OJT·学外セミナー				·			
近畿経済産業局		近畿経産局実務者会	会議 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯						
近隣関係団体	ひょうご神	 戸産学学官	設立総会						
	アライフ	アンス参加							
知的財産管理業務									
.権利化業務の標準化		,	1	1	<u> </u>			1	
業務フロー・包袋管理ルール整備			出願フロー 句位	\$答珊川	继其淮,从国中原	百甘淮,安本善龙	其淮竿た烩討し	WGに諮りながら	作成する
各種基準整備			山限ノロー、巴を		(終秦年: 外国山) [書、異議申立書、				OTFM 9 る。
各種書式整備				元四曲、成為	(目、共城中立目)		1 72/女目	LV C正 MH	
I I I I I I I I I I I I I I I I I I I									
2. 発明発掘体制整備									
対応窓口の明確化			発明	届や相談窓口を定め	3 E	开究室訪問を通じて発 ・	掘活動を実施		
OJTによる担当者教育						担当者の0JT実施	1		
3. 先行技術調査体制整備				Д.	【 世代調本のま	(上词本 + 4 + 4 + 7)			
検索ツールの設定と指導	JSTPatM · 公	報固定アドレス設定		九1	行技術調査の委託 調査ツールを	化无调宜、快引(設定、調査講習?		1)	
				İ			I	1	
1.知財関連情報発信体制整備							情報発信のため	のツール(HP等)	を検討する。
知的財産活用業務>									
. 外部機関の活用検討									
連携可能なTLO等調査			TLO	ひょうご 関帯エ	0等の外部機関を	(調本) 句话的:	た連集技学の可能	半州大場計する	
連携の交渉・締結			T		「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		は圧汚励たのり		
・ ! . 技術シーズ発掘·集約·公開									
シーズの募集と集約		*+	ナツ木 生かして	>. ¬*##++	<u> </u>		C T /	の担制ハまたは	
シーズ集の公表		学内の技術シーズ	を調宜・集約して	ンー人集作成を	央討9る。近畿経	性向ソー人集、 」	5 r(e-seeds)寺/	いり拘製公表を特	系
ノー人来の女女									
ノー人来の女女			+		1				
				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	l	<u> </u>	l
3.技術移転関連活動 関連契約書整備		ライヤンフの老ぅ‐		┃ . ガイドライン <i>笙</i> ち	上 佐成 技術ライヤ	ンフ 発明譲渡ん	】 ひための契約書簿		L
3.技術移転関連活動	:	ライセンスの考えた			 :作成。技術ライセ 通じて、担当者の!		l のための契約書額	I 惟形整備。	

神戸学院大学の発明に関する基本の考え方

現在発明規程等を検討中

- 教職員だけでなく、学生を含めた規程とする
- ・職務発明は大学帰属が原則
- 大学が承継しない場合は発明者に帰属
- ・大学が承継した場合は発明者への補償 承継、登録、許諾、譲渡の補償金
- ・学外への技術移転を重視(TLOの利用)

3. 知財活動で注意しておきたいこと



特許出願に必要な費用(日本)

	全費用	(特許庁費用)
出願	350,000円	(15,000円)
審査請求	100,000円	* (93,300円)
中間処理(1回)	200,000円	
登録時(3年分納付)	150,000円	* (4,950円)
維持(9年まで)	198,500円	(118,500円)
維持(15年まで)	592,400円	(512,400円)
合計	1,590,900円	(744,150円)

^{*} アカデミックデイスカウント(半額減免)(出願料、登録料はH20年6月1日より変更)

費用算定の根拠: 請求項=5 明細書=8頁 図面=4枚

外国出願すると各国毎に同程度の費用がかかる

出願人(特許権者)と発明者

発明するのは自然人である。

- 出願人 = 発明者 or 承継人(法人可)
- 特許権者(出願人)は業として特許発明の 実施をする権利を専有する。
- ・出願権や特許権は移転(譲渡)できる。

- 発明者は氏名を表示する名誉権を持つ。
- ・ 発明者の氏名表示権は移転できない。

教職員がした発明を大学が承継する根拠

特許法第35条(職務発明)

使用者等は、従業者等が職務発明について特許を受けたとき、その特許権について通常実施権を有する。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。



- ・発明規程を制定し、職務発明の大学帰属を明確にする。
- ・積極的な技術移転活動を行い、知財の活用を推進する。
- ・知財からの収入を発明者に還元し、創造活動を推進する。

真の発明者は誰か?

真の発明者とは、

発明の具体的着想や具体的解決手段を提供し、

技術的思想の創作行為に現実に加担し、

発明の完成に貢献した者をいう

(東京地裁判決)

単なる管理者・補助者・後援者は発明者ではない

- ・研究テーマだけの提示、研究過程の一般的な管理をしただけの単なる管理者
- ・研究グループ等のメンバーであったという単なる参加者
- ・単に技術情報を提供しただけの単なる協力者
- ・実験データーをまとめただけ、実験を行っただけの単なる補助者
- ・研究のための設備や資金を提供しただけの単なる後援者、委託者

真の発明者の認定を誤まった場合

真の発明者では無い者を発明者とした場合

出願は却下される(特許法第36条1項2号)

真の発明者を加えずに特許出願した場合

冒認出願となり、拒絶・無効になる(特許法第49条6号)

(特許法第123条1項6号)

共同出願違反となり、拒絶・無効になる(特許法第38条)

(特許法第123条1項2号)

共同研究契約等の注意1

- ・共同研究から得られた発明は研究者の 共有が原則(寄与度により持分勘案)
- ・職務発明であれば、それぞれの所属組織に承継(譲渡)させる。(職務発明規定)
- •特許を受ける権利が共有 共同出願
- 共有の場合 権利者は自由に実施可能 譲渡・許諾は同意が必要

受託研究から得られた発明は受託側研究者が発明者となる

知的財産の実施·譲渡等における 共有者の同意の要否

	出願	実施	出願権の 譲渡	権利の 譲渡・質権	許諾
特許					
実用新案	共同	同意			
意匠	実施	不要	同	意が必要	更
商標					
著作権	++ ≠=	^=**×=			
著作者人格権	共有	合意が必要	譲渡・許諾できない		î l I
回路配置利用権	共同	同意		→ → → → →	H
品種登録 (育成者権)	実施	不要		意が必要	Ž

権利者(出願人)は自由に実施できる

共同研究契約等の注意2

大学は実施機関ではないので、他者に ライセンスしないとメリットは無い。

共有者(企業)の同意が得られない。 共有者の実施に対して、 応分のメリットを大学に与える。 (不実施補償を求める)

企業側に出願費用等を負担をしてもらう必要がある。



大学の知的財産関係ホットラインの開設

Http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08100123.htm

文部科学省研究振興局研究環境·產業連携課 技術移転推進室

以下のような情報が解り易く解説されています。

是非参考にしてください。

- 1.「共同·委託研究を中心とした発明者·出願人の 考え方の整理等について」
- 2.「始めて知財を担当する人のための大学知財の基礎入門」

共同研究への学生参加の課題

- ・ 学生は職員でないため、職務発明規定等の 大学規定類の適用ができない。
- 競合他社へ就職する可能性がある。
- 就職活動で研究内容の説明ができない。
- 共同研究契約で研究参加者を制限される。

- ・学生を共同研究に参加させない傾向にある。
- ·参加させる場合は、秘密保持、知的財産の権利承継等に ついて契約を締結する。(大学の職員に準ずる対応)

新規性喪失の例外規定

第三十条(発明の新規性の喪失の例外)

特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明(公知)は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項(新規性)及び第二項(進歩性)の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。

神戸学院大学は当該学術団体として登録されている。例外規定であり、できるだけ使用しない。

卒論発表会等の実施時の注意事項

1.発明の新規性喪失の例外規定適用(特許法30条)

主催者:神戸学院大学とする(共催者として学部等)

発明者が文書をもって発表する(パワーポイントも可)

発表後6ヶ月以内に30条適用を記載して出願する。

出願後30日以内に適用の証明書類を提出する。

このような問題点が あるため、できるだけ 利用しない

2. 問題点

第3者がした出願は排除できない。

EPには適用されないので、特許は取れない。

卒論発表会等の実施時の注意事項

3. 秘密保持契約による対策(公知にしない対策)

出席者に秘密保持の宣誓書を書いてもらう。 (直筆の署名でよい。)

発表書面や配布資料に<mark>秘密書類</mark>であることを 明示する。

資料等はできるだけ配布しないようにする。

大学の廊下等(公の場所)に掲示しない。

いずれの対策も万全でないため、発表前に出願する

質問・疑問は kanehisa@j.kobegakuin.ac.jp

学内報告会出席者名簿 兼 秘密保持宣誓書

	記入後の本シートの取扱	いは、主催者側責	任者の保管とな	います。	ページ(/)	
	起生 今 夕。	卒業論文発表会	注論文発表会			
	報告会名(で囲む):	その他()	
	主催:	神戸学院大学		共 催:		
	開催日時∶	年	月 日			
	開催場所:					
		i	宣誓書			
	本日の報告会で知り得た 研究責任者の許可な〈他			の一切の情報について	て、当該研究テーマの	,
	所属学科 or 組織名	氏	名	学籍番号(学生の場合)	備考	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						